

愛媛県南予地方局大洲土木事務所公用車（パトロール車）運行管理業務 委託契約書（案）

愛媛県南予地方局長（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

（信義・誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（総則）

第2条 甲は、愛媛県南予地方局大洲土木事務所公用車（パトロール車）運行管理業務（以下「業務」という。）を別添「愛媛県南予地方局大洲土木事務所公用車（パトロール車）運行管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第3条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（運行管理責任者及び運行管理従事者）

第4条 乙は、受託業務を行うため、次のとおり運行管理責任者及び運行管理従事者を定め、あらかじめ甲に通知する。

- 2 運行管理責任者は、業務を総合的に担当し、運行管理従事者に業務を指示するとともに指導監督を行い、本業務に関する甲の連絡を受けて任にあたる。
- 3 運行管理従事者は運行管理責任者の指示に基づき受託業務を実施する。
- 4 乙は、病気その他の事情により運行管理従事者が欠務するときは、代務者をして受託業務に支障のないようにしなければならない。

（委託料）

第5条 業務の1月当たり委託料（以下「月額委託料」という。）は、_____円（うち消費税及び地方消費税 _____円）とする。ただし、仕様書で定める月の管理日数を減じた場合又は月の管理日数を追加した場合は、月額委託料から別表1により算出した額を控除又は加えた額を当該月の委託料とする。

- 2 甲乙協議の上、運行管理従事者が仕様書で定める業務時間外に運行管理業務を行った場合は、前項の委託料に別表2により算出した時間外管理料を加えた額を当該月の委託料とする。
- 3 前項の時間外管理料の算出の基礎とする時間数は、業務時間外に行った運行管理業務時間を分単位で集計するものとし、その合計の1時間未満の端数については、30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、金 円とする。

2 乙は、契約保証金を納付している場合において、委託期間が完了したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

3 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

4 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約により生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(再委託等の禁止)

第8条 乙は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を他に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(調査等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況について調査し、所要の報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(再実施)

第10条 甲は、前条の調査等により、業務内容が不十分と認められる場合は、改めて業務を命ずることができる。

(報告及び確認)

第11条 乙は、毎月の業務が完了したときは、遅滞なく甲に業務実績報告書(様式第1号)を提出するものとする。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に業務完了の確認を行うものとする。

(委託料の支払)

第12条 乙は、毎月、甲による業務完了の確認を受けた後、委託料支払の請求書(様式第2号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(服務)

第13条 この契約により乙の業務従事者が甲の建物内において行う業務上の行為は、すべて乙の責任の下に行うものとし、業務上の事故の場合もすべて乙の責任において措置するものとする。

(業務内容の変更)

第14条 甲は、必要があると認めたときは、業務内容の全部又は一部を変更することができる。この場合における委託期間又は委託料は、甲乙協議の上、定める。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙から契約の解除願の提出があったとき
- (2) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき
- (4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき

- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額（月額基本料金×残月数（残日数分は日割り計算による額））の10分の1を違約金として乙から徴収するものとする。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

- 2 甲は、乙が業務の実施に当たり、故意又は重大な過失によって建物、機械器具等（第三者の所有に属するものを含む。）を破損若しくは亡失し、それによって甲が損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を損害賠償の一部に充当することができる。

(秘密の保持)

第17条 甲乙双方は、互いに知り得た秘密を他に漏らしてはならない。特に、乙は、運行管理責任者及び運行管理従事者に、秘密保持について十分に教育する。

- 2 前項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(使用者の義務)

第18条 乙は、運行管理責任者及び運行管理従事者について、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものとする。

(設備等の貸与)

第19条 甲は、乙に対し業務の実施に必要な執務室（業務を遂行するに必要な電気、水道を含む。）を無償で提供するものとする。

(契約の費用)

第20条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の変更)

第21条 委託期間において、経済変動その他の状況により第5条に定める委託料が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

(法令等の遵守)

第22条 乙は、雇用者及び使用者として、労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他法令等に規定されたすべての義務を遵守するとともに責任をもってこれを履行しなければならない。

(協議事項)

第23条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）によるものとし、同規則及び同法に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。

(契約の効力の遡及)

第24条 この契約の発注者と受注者の電子署名がともになされた日が第3条の委託期間の開始日より後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該委託期間の開始日から生ずるものとする。

この契約の締結を証するため、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 7 年 月 日

甲 住 所 愛媛県宇和島市天神町 7 番 1 号

氏 名 愛媛県南予地方局長

乙 住 所

氏 名

月額委託料の加減額の算出方法

内容	単位	算 出 方 法 等
月の管理日数が 変更になった場 合の加減額	1 月	$\frac{\text{月額委託料}}{8} \times \text{控除又は追加した日数}$

※ただし、円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

時間外管理料の算出方法

内 容	単 位	算 出 方 法 等
管理日の業務時間 を超過して業務を 行った場合の 1 台 当たりの単価	1 時間	$\frac{(\text{月額委託料} \times 90\%) \times 12}{\text{勤務日数} \times 7.75} \times 125/100$

※ただし、円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

業 務 実 績 報 告 書

令和 年 月 日

愛媛県南予地方局長 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

令和 年 月 日付けで契約を締結した愛媛県南予地方局大洲土木事務所公用車（パトロール車）運行管理業務委託について、令和 年 月の業務を完了しましたので、委託契約書第 11 条第 1 項の規定により、業務実績を次のとおり提出します。

実 施 日	曜日	コース	超過勤務時間
合計	回		時間

※運行管理日報を添付すること。

請 求 書

令和 年 月 日

愛媛県南予地方局長 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名
登 録 番 号

令和 年 月 日付けで契約を締結した愛媛県南予地方局大洲土木事務所公
用車（パトロール車）運行管理業務委託について、委託契約書第 12 条第 1 項の
規定に基づき、令和 年 月分を次の通り請求します。

記

金 円也
10%対象 円 消費税 円

内訳

月 額 委 託 料	円
時 間 外 管 理 用	円